

企業年金の施行状況について

平成18年10月10日

厚生労働省年金局

目次(1)

(ページ番号)

目次	1 ~ 3
----------	-------

共通事項

1.年金制度の体系	5
2.企業年金等の比較(1)(2)	6、7
3.企業年金等の状況	8
4.日本の年金・退職金制度の沿革(1)(2)	9、10

確定拠出年金制度

1.確定拠出年金制度の概要	12
2.対象者・拠出限度額と他の年金制度への加入の関係	13
3.確定拠出年金間のポータビリティ	14
4.企業型の概要 (1)加入者数の推移	15
(2)規約数の推移	16
(3)従業員規模、実施状況	17、18
(4)掛金の状況	19
(5)運用商品の状況	20
5.個人型の概要 (1)加入者数の推移	21
(2)掛金の状況	22

確定給付企業年金制度 23

- 1.確定給付企業年金制度の概要(1)(2) 24、25
- 2.確定給付企業年金の承認・認可状況 26
- 3.確定給付企業年金の実施状況 27
- 4.厚生年金基金の代行返上 28
- (参考1)キャッシュバランスプラン 29
- (参考2)適格退職年金 30

厚生年金基金制度 31

- 1.厚生年金基金制度の概要(1)(2) 32、33
- (参考1)厚年保険料率と免除保険料率の主な推移 34
- (参考2)厚生年金基金の努力目標水準について 35
- 2.設立形態、基金数・加入員数・資産額の推移 36
- 3.解散数の推移、厚年基金加入員の平均的な給付 37
- 4.資産構成割合 38
- 5.修正総合利回りの推移 39
- 6.厚年基金と厚年本体の運用利回りの推移 40
- 7.財政状況 41

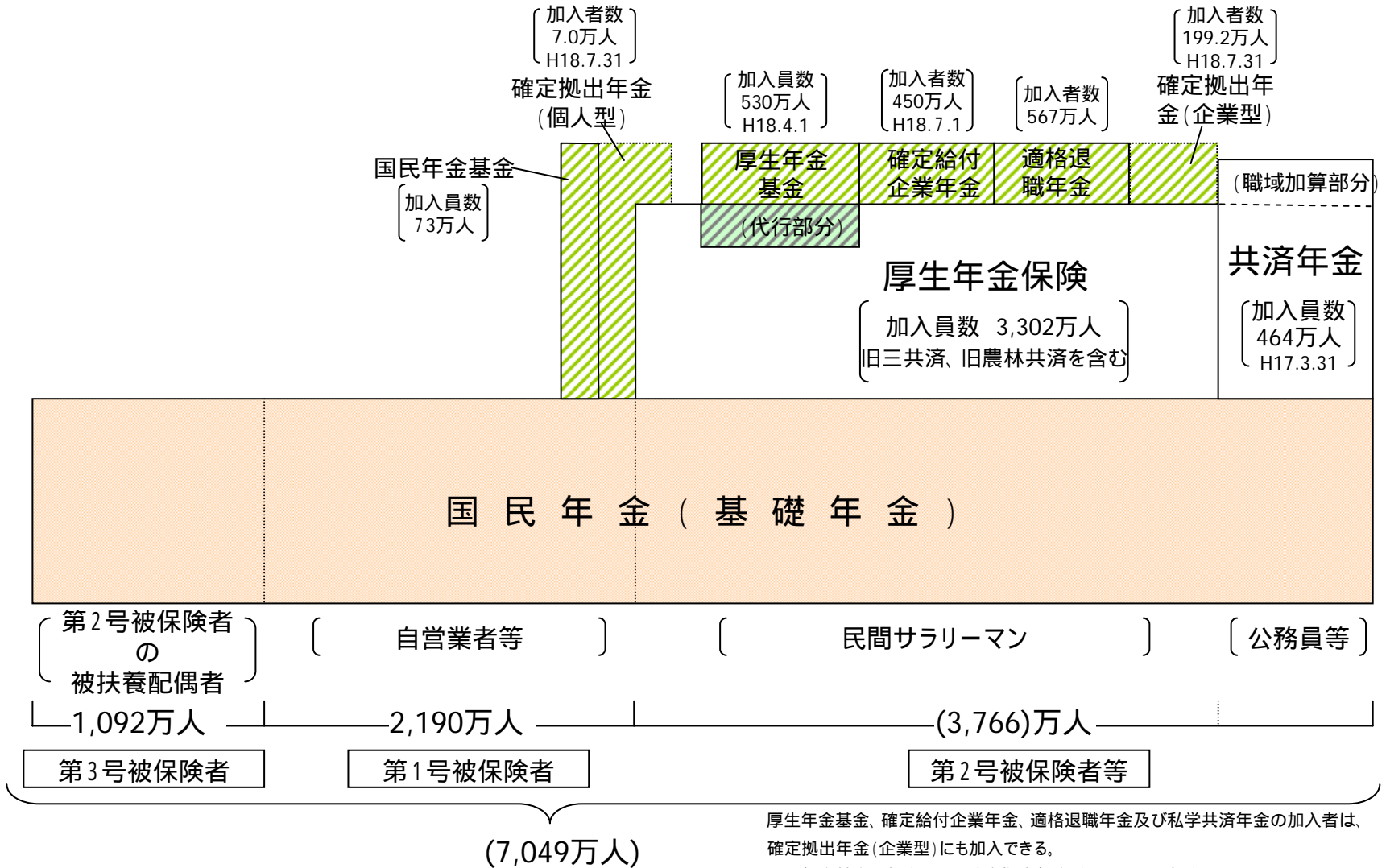
最近の企業年金の動向 42

- 1.平成16年改正等における企業年金の充実・安定化(1)(2)(3) 43、44、45
- 2.企業年金二法の見直し規定について 46

共通事項

1.年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成18年3月末)



厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)
 ()内の数値は、時点が異なる数値を単純に合計して得られた暫定値。

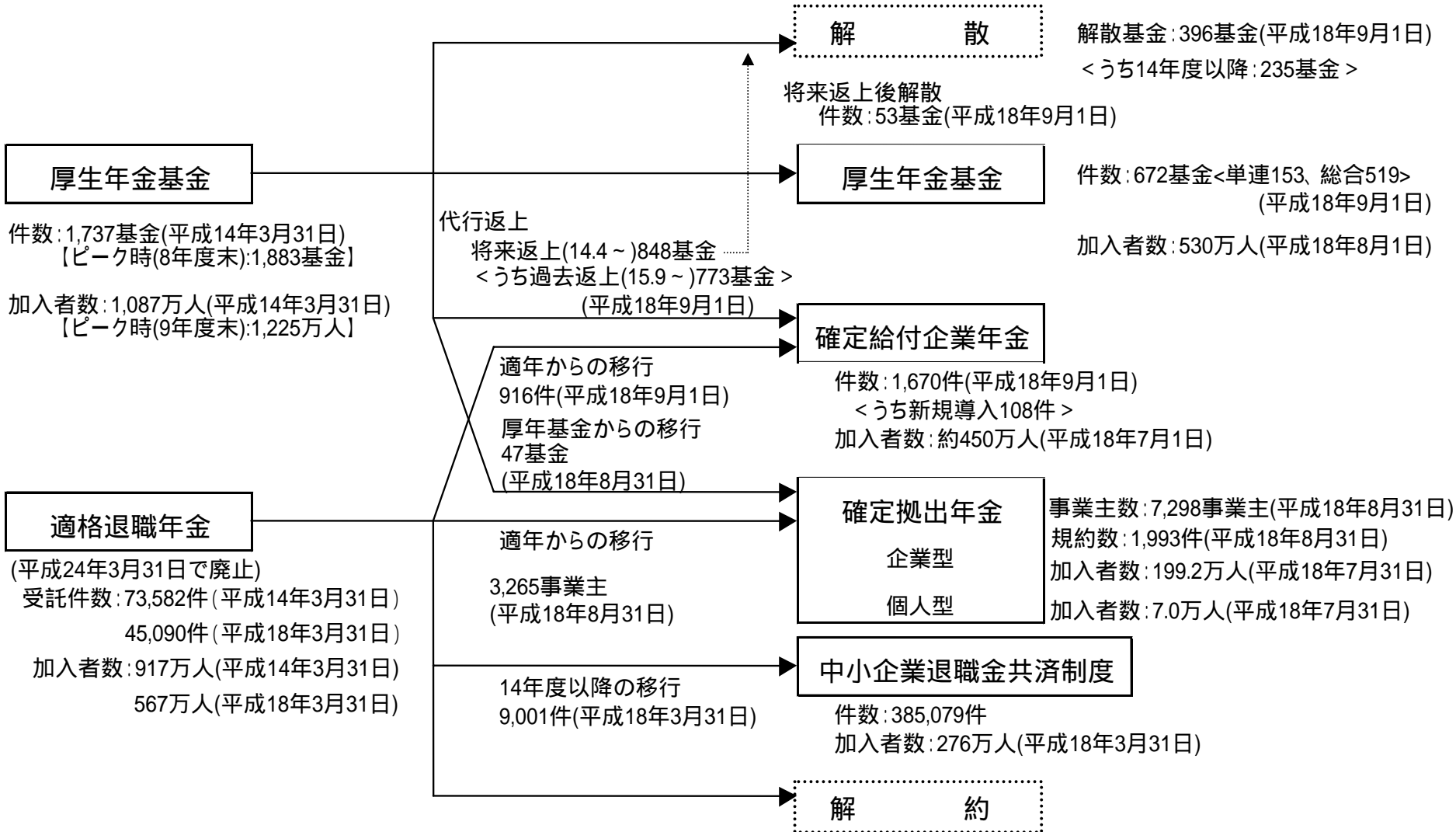
2. 企業年金等の比較 (1)

制度	確定拠出年金(掛金建て年金)		確定給付型年金(給付建て年金)			国民年金基金
	企業型	個人型	厚生年金基金 (厚生年金の一部を代行)	確定給付企業年金 (純粋な企業年金)	税制適格年金 (平成24年3月で廃止)	
基本的なしくみ	掛金額を保障(給付額は、運用成果により決まる)		給付額を保障			給付額を保障
運営主体	事業主	国民年金基金連合会	厚生年金基金	企業年金基金又は事業主	事業主	国民年金基金
加入者等	厚生年金の被保険者 (60歳未満)	[第1号]自営業者等 1号被保険者 [第2号]他の企業年金を導入していない企業の従業員 (60歳未満)	厚生年金の被保険者 (70歳未満)	厚生年金の被保険者 (70歳未満)	従業員 任意	自営業者等 1号被保険者 (60歳未満)
老齢給付 (給付)	5年以上の有期又は終身年金(掛金+その運用益で年金化) 一時金選択可能		代行部分:終身年金 加算部分:半分以上は終身年金 加算部分 一時金の選択可能	5年以上の有期又は終身年金 一時金の選択可能	5年以上の有期又は終身年金 一時金の選択可能	1口目:終身 2口目~:終身or有期 一時金の選択不可
(支給開始年齢)	10年以上の加入期間で60歳 (注)10年に満たない場合、支給開始年齢を引き延ばし 61歳:8年以上、62歳:6年以上、63歳:4年以上、64歳2年以上、65歳:1月以上		規約の定め	規約の定め (60歳~65歳、50歳~60歳の退職者)	原則60歳	原則65歳
(給付水準)	3.5万円	5.2万円	加算部分:2.5万円 代行部分:3.1万円	5.4万円	8.3万円(平均月額)	1口目 原則3万円 2口目~ 原則1万円
脱退一時金	原則中途引出しができない(ただし、加入期間3年以内の場合又は資産が50万円以下の場合支給可)		3年以上の加入者に支給	3年以上の加入者に支給	任意。規約で定めれば可	任意の脱退なし。脱退一時金もない。

2. 企業年金等の比較 (2)

制度	確定拠出年金(掛金建て年金)		確定給付型年金(給付建て年金)			国民年金基金	
	企業型	個人型	厚生年金基金 (厚生年金の一部を代行)	確定給付企業年金 (純粋な企業年金)	税制適格年金 (平成24年3月で廃止)		
掛金	事業主拠出のみ 加入者の拠出は不可	本人拠出のみ	・代行部分: 免除保険料 事業主と加入者が折半 ・加算部分: 多くは事業主の負担	事業主拠出が原則 加入者拠出も可 加入者が同意した場合	事業主拠出が原則 加入者拠出も可	本人拠出のみ 加入時年齢、男女別により決まる	
掛金の拠出限度額	他の企業年金なし: 4.6万円 他の企業年金あり: 2.3万円	【第1号】6.8万円(月額) (国民年金基金と同枠) 【第2号】1.8万円(月額)	なし	なし	なし	6.8万円(月額) (確定拠出年金個人型と同枠)	
資産の運用・管理	個人別に管理され運営管理機関(金融機関等)から提示された商品(預貯金、株式等)の中から選択して加入者が運用を行う 積立基準がなく、企業等の追加拠出の必要なし		加入者全体の資産をまとめて、制度実施者(企業等)が運用を行う。 積立基準があり、積立不足の場合、企業等の追加拠出が必要			積立基準なし	積立基準あり
税制	拠出時	非課税	非課税	非課税	加入者拠出: 実質課税(生命保険料控除)	非課税	
	運用時	特別法人税課税 特例措置により平成19年度まで凍結	実質非課税	特別法人税課税	加入者拠出分: 非課税	非課税	
	給付時	年金: 公的年金等控除(標準的な年金額までは非課税) 一時金: 退職所得控除	年金: 公的年金等控除 一時金: 退職所得控除	年金: 公的年金等控除	加入者拠出相当分: 非課税	年金: 公的年金等控除	
受託者責任(資産運用に当たっての責務)	忠実義務: 法令・規約等を遵守し、加入者等のために忠実に業務を遂行 利益相反行為の禁止: 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的で契約の締結等を行ってはならない。		忠実義務 分散投資義務: 積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用 利益相反行為の禁止		なし	理事の忠実義務 理事の利益相反行為の禁止	

3. 企業年金等の状況



4.日本の年金・退職金制度の沿革(1)

	公的年金	企業年金・退職金
昭和		
16	労働者年金保険法制定	
19	厚生年金保険法に改称	
29	29年改正(全面改正) ・定額、報酬比例の2本建て ・男子60歳、女子55歳支給	20年代以降企業において退職一時金制度が発達
34	国民年金法制定(無拠出制)	中小企業退職金共済法制定 特定退職金共済制度発足
36	国民年金制度施行(拠出制)	
37		<u>適格退職年金制度発足</u>
40	40年改正:1万円年金	
41		<u>厚生年金基金制度発足</u>
44	44年改正:2万円年金	
46		勤労者財産形成促進法制定
48	48年改正 ・物価スライド制、賃金再評価制度導入、5万円年金	
60	60年改正:基礎年金の導入	

63		・厚生年金基金の努力目標水準の制定 ・厚生年金基金連合会の加算年金通算事業、支払保証制度の実施
平成 元	元年改正:完全自動物価スライド方式の導入	
3		国民年金基金制度発足
6	6年改正 ・可処分所得スライド制の導入 ・定額部分の支給開始年齢引上げ	・厚生年金基金の免除保険料率複数化
9		・厚生年金基金の非継続基準による財政検証、時価基準による資産評価の導入、5:3:3:2規制の完全撤廃
11		・厚生年金基金の免除保険料率及び最低責任準備金の凍結

4.日本の年金・退職金制度の沿革(2)

	公的年金	企業年金・退職金
12	12年改正 ・給付水準の5%適正化 ・報酬比例部分の支給開始年齢引上げ	
13		<u>確定給付企業年金法制定</u> <u>確定拠出年金法制定</u> 受給権の保護、労働移動に対するより柔軟な対応、制度選択の幅の拡大
14		代行返上(将来期間分)開始 厚生年金基金の運営の弾力化(キャッシュバランスプランの導入等)
15		厚生年金基金の運営の弾力化 ・積立水準の回復計画の期間延長等 代行返上(過去期間分)開始

		厚生年金基金・確定給付企業年金の運営の弾力化 ・財政検証に係る予定利率の見直し ・給付減額手続きの明確化等
16	16年改正 ・保険料水準固定方式の導入 ・マクロ経済スライドの導入 ・基礎年金国庫負担割合の引上げ ・積立金の活用	・免除保険料率の凍結解除等 <u>企業年金のポータビリティの確保</u> <u>確定拠出年金拠出限度額引上げ、中途脱退の要件緩和</u>

確定拠出年金制度

1.確定拠出年金制度の概要

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。年金資産の運用は加入者自らが行う。(平成13年10月施行)

加入者の転職等の際には、転職先の制度に年金資産の移換(ポータビリティ)ができる。

企業ごとに実施する企業型年金と、国民年金基金連合会が実施し個人単位で加入する個人型年金がある。

<特 徴>

自己責任(運用方法を各加入者が決める)

個人毎に資産管理(年金資産が個人毎に管理されるので、各加入者が残高を把握できる。)

ポータビリティ(労働移動が頻繁に行われる業種の人にも年金の確保が可能)

企業負担の軽減(経済情勢などの不確定要素に関わりなく、将来の掛金負担の予測が容易)

確定給付型年金・確定拠出型年金の比較表

	確定給付型年金	確定拠出型年金
運用の主体	企業などが運用方法を決定	個々の加入者が運用方法を決定
資産の管理	資産を一括して管理	個人ごとに資産を管理
年金額	企業などが将来の年金額を約束	企業などは年金額を約束せず、運用収益によって額が決定